

## 日本政治学会倫理綱領

日本政治学会は、政治学の研究・教育および学会運営に際して規範とすべき原則を「日本政治学会倫理綱領」としてここに定める。会員は、政治学研究の発展と社会の信頼に応えるべく、本綱領を尊重し遵守するものとする。

第1条〔倫理性を逸脱した研究の禁止〕会員は、社会的影響を考慮して、研究目的と研究手法の倫理性確保に慎重を期さなければならない。

第2条〔プライバシー侵害の禁止〕各種調査の実施等に際し、会員は調査対象者のプライバシーの保護と人権の尊重に留意しなければならない。

第3条〔差別の禁止〕会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・宗教・民族的背景・障害の有無・家族状況などによって、差別的な扱いをしてはならない。

第4条〔ハラスメントの禁止〕会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。

第5条〔研究資金濫用の禁止〕会員は、研究資金を適正に取り扱わなくてはならない。

第6条〔著作権侵害の禁止〕会員は、研究のオリジナリティを尊重し、剽窃・盗用や二重投稿等、著作権を侵害する行為をしてはならない。

\*この綱領は2009年10月12日より施行する。改廃については、総会の議を経ることとする。倫理綱領の施行にともない、理事会に以下の内規をおく。この内規については、理事会の承認後大会に報告し、また会報で各会員に公示する。

### 倫理綱領施行に伴う理事会内規

倫理綱領の禁止事項に関して重大な違反があったと認定された会員（所属先でのハラスメント認定を含む）に対し、理事会は、学会の役職・研究大会での登壇・年報への論文掲載を3年間自粛するよう要請する。

(二〇〇九年一〇月一一日制定)